



7月29日(日)は

静岡県知事選挙の投票日です

7:00~20:00 (勢子辻は18:00まで)

☆☆ 新世紀 つくる一票 あなたから ☆☆

投票できる人

①年齢 昭和五十六年七月三十日以前に生まれた人

②住所 平成十三年四月十一日以前に富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住んでいる人

なお、平成十三年四月十二日以降に県内のほかの市町村から富士市へ転入手続をした人は、市民課で発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」を提示すれば、以前居住していた市町村で投票できます。

また、投票日前に市外へ転出する人は、転出先が県内の場合のみ、その転出先の市町村長の発行する証明書があれば富士市で投票できます。



不在者投票

投票日に、仕事や旅行に出かけるなどの理由で投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。

期間 七月十二日(木)~二十八日(土)
時間 八時三十分~二十時
ところ 市役所六階北側選挙管理委員会
持ち物 投票所入場券(不在者投票をする日までに届いた人)

※不在者投票をする人は、投票日に投票所へ行くことができない理由を宣誓書に記入していただきます。

指定病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は直接、病院長・施設長に申し出てください。

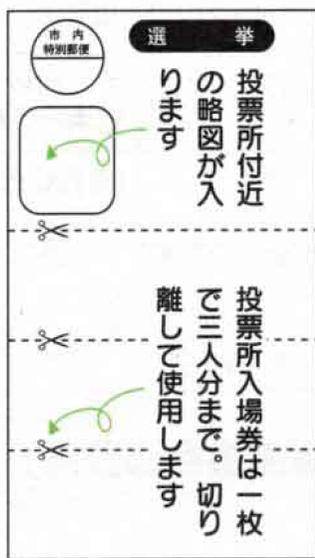
郵便投票

身体に重度の障害があり、一定の条件に当てはまる人は、郵便で投票することができます。あらかじめ郵便投票証明書を交付しますので、早目に富士市選挙管理委員会へ申し出てください。

投票所入場券

投票所入場券は選挙管理委員会から郵送します。届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば投票することが出来ます。当日投票所で係員に申し出てください。その場で発行します。

★投票所入場券は一枚で三人分まで
今回から投票所入場券は一枚で同じ世帯の三人分までの入場券となりますので、各自切り離してお持ちください。四~六人の場合は二枚になります。



投票所の変更

★富士岡入町、富士岡町一・二・三、富士岡本花守町、富士岡波脇町、富士岡花守町、東比奈町一にお住まいの人は、吉原東中学校体育館に投票所が変更します。

★富士駅南公民館が投票所だった人は、富士第二小学校体育館に投票所が変更します。

次回の参議院比例代表選出議員選挙は投票方法が変わります

参議院議員の選挙は、静岡県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙があります。投票時にはよく確かめましょう。

◎静岡県選出議員選挙

投票用紙に候補者の氏名を記入してください。

◎比例代表選出議員選挙

これまでの参議院比例代表選出議員選挙は、あらかじめ政党が候補者の当選順位を決めておく方式(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。

これに対し、今回から名簿では候補者の当選順位は決められておらず、有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する非拘束名簿式に変更されました。これにより、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。投票用紙に候補者名または政党名を記載してください。

なお、参議院議員選挙は静岡県知事選挙と同日に行われることが予想されていますが、正しい日程は国会の閉会を待って決められます。



問い合わせ

選挙管理委員会

公五五一一八七九